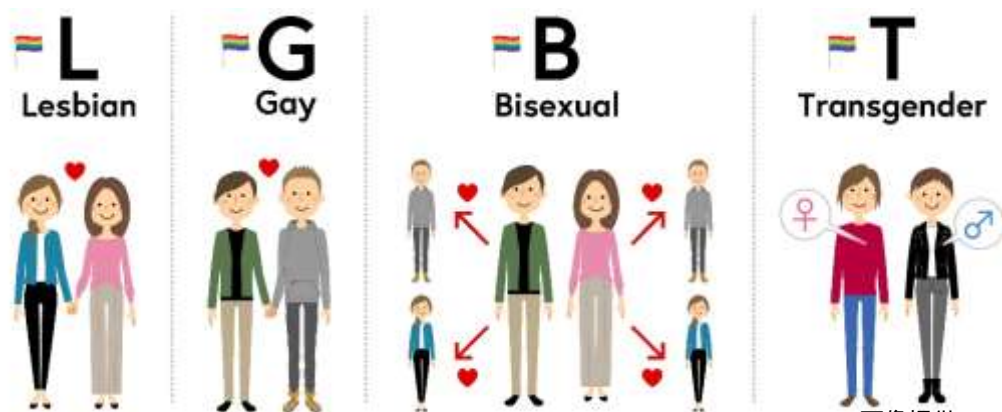


**「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の開始に伴い
パートナーシップ関係にある方が公社賃貸住宅へ入居可能に！
～1月22日（水）から受付開始！～**

大阪府住宅供給公社は、大阪府が LGBT など性的マイノリティ当事者の方を対象にした「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を1月22日（水）に開始することに伴い、公社賃貸住宅の入居資格要件を拡大します。



画像提供：PIXTA

大阪府が制定している「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に記載されている「事業者の責務」を果たす取り組みとして、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の開始に伴い、公社賃貸住宅の入居資格要件を拡大します。

「パートナーシップ宣誓書受領証」等を契約手続き時に確認させていただくことで、パートナーシップ関係にある方が婚姻関係と同様の事情にあるとして、公社賃貸住宅にご入居いただくことが可能になりました。

■「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」とは？（大阪府のHPから抜粋）

LGBT など性的マイノリティ当事者の方同士が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度です。

宣誓をすることができる方は以下のとおりです。

- （1） 両当事者がともに成年に達していること
- （2） 当事者の少なくともいずれか一方が府民又は府内への転入を予定している者
- （3） 両当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- （4） 当事者同士が婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと

※ 同様の制度を実施していない市町村にお住まいの方を対象

▽「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の詳細については、以下、大阪府のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=36951>



■「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現を目指しています。

公社は、国連目標であり、2025 年大阪・関西万博が達成目標に掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現を目指しています。とりわけ、SDGs 目標 11「住み続けられるまちづくりを」および目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の実現に向けて事業展開を行っており、関係機関と連携して様々な取組みを進めています。

また、今回の取組みを行うことで、SDGs 目標 10「人や国の不平等をなくそう」の実現に寄与していきます。



【お問い合わせ TEL】

 **06-6203-5454**

平日 9:00~20:00 土日祝 9:00~17:45(休業日 12/29~1/3)

※日曜・祝日も営業しております。